

# 審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号							
許認可等の種類	道路内建築の許可	根拠条項	法第44条第1項第2号							
審査基準	<p>○「不特定多数の人に利用される公益性の高いもので通行上支障のない位置に配置されるものであること。」 建築基準法質疑応答（建設省住宅局内建築基準法研究会編）</p> <p>※建築審査会の同意が必要。</p>									
受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	90	日	目次NO	28
							標準経由期間		日	